

## 西表国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
<b>公園区域及び保護規制計画に関するご意見</b>			
1	石垣島の国立公園編入はむしろ遅すぎたと考える。八重山全域を普通地域にし、西表島の国有地・公有地は全て特別地域にすることが急務である。	1	国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を対象として、その資質に応じて区域等を定めることとされています。ご意見は、概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、参考にさせていただきます。
2	なるべく早く石垣島の国立公園指定をして欲しい。自然を破壊してのリゾートホテルの建設は言語道断であり、国立公園に指定されなければこのような開発を止められないのは悔しい。将来、カムリワシが大空を舞い、海は珊瑚で覆い尽くされるような光景が見られるようになるといい。	1	本年6月下旬に中央環境審議会に諮問し、答申を得たのち速やかに指定することとしています。
3	後背地の山や森や流れ込む河川が一体となって湿地を形成していることから、名蔵アンパル湿地の周辺区域に広く第3種特別地域をもうけるべき。	1	名蔵アンパルの上流側は既に土地利用の進んだ地域であり、国立公園としての資質を有しているとは言い難いことから、環境省原案のとおりとします。
4	石垣島は小さい島ながら地形が多彩で、地質の特徴が異なるなどそれぞれの地域性が極めて高く、景観としての質を高くしている。岬と岬の構成美もその一つである。しかし、野底崎と野底石崎は公園区域に含まれていない。すばらしい景観を包含するためには、この2つの岬、せめて海域だけでも区域に含めるべきである。	1	野底崎及び野底石崎については、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。
5	石垣島の北西海域が公園区域から除外されるのは不自然。開発を一定の区域の中にとどめ、他の区域は保護する必要がある。南西海域は生活圏として開発を認め、他の区域・海域は全て国立公園に指定して保護して欲しい。	1	当該海域については、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。
6	米原Wリーフが指定対象として配慮されていないのはなぜか。特有の生態系を有しているが故に中北部エリアでの有力なダイビングエリアにもなっているこの海域を指定しないのは理解に苦しむ。	1	当該海域については、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
7	新石垣空港整備事業は整備予定区域に生息する希少な野生動植物だけでなく、赤土流入等により白保サンゴ礁生態系に大きな影響を及ぼす恐れが高い。空港整備事業は国の施策として整合性を欠くものであり、整備予定区域を公園区域に指定し、陸海一体の白保サンゴ礁生態系の保全をすべきである。	1	国立公園の指定は、当該地域の自然景観の質に着目して行われるものであり、新石垣空港予定地は、国立公園としての資質を有していないと判断しています。
8	西表の海岸線は石垣以上に貴重な自然が残されており、これらは内陸部の自然と依存しあっていることから、内陸部を守るためにも海岸線の保全は是非とも必要だと思う。 西表についても必要な地域を、今回の追加で無理なら早急に検討し、調整し、是非数年の内に追加してほしい。	1	西表島については、平成15年に公園区域及び公園計画の再検討を行ったところであり、今後予定している公園計画等の点検作業において、必要に応じて見直しをまいります。
9	有望な窯業の材料となる鉱物資源の採掘が不可能となり、産業振興に逆行する。埋蔵されている鉱物資源の採掘ができなくなるような国立公園指定に断固反対。	1	現在、露天掘りによる大規模な鉱物資源の採掘箇所は国立公園の予定区域に含まれていない他、特別保護地区以外で既に鉱業権が設定されている区域内では、許可基準に適合した鉱物の掘採は可能です。 石垣島の優れた自然環境、風景の維持のため、ご理解いただけるようお願いいたします。
10	石垣市の風景づくり条例の風景区分と国立公園区域の指定区分に整合性がない。はんな岳を第3種特別地域として保護することに異論はないが、はんな岳の裾野地域は農林水産業の経済活動が活発に行われており、公園指定はこれらの活動を阻害し、少子高齢化による過疎化に拍車をかける。はんな岳の裾野地域を除外しなければ、国立公園指定に反対する。	1	はんな岳東側は、特別地域としては最も規制が緩く、通常の農林漁業であれば原則として風景の維持に影響を及ぼすおそれが少ないと許容される第3種特別地域（海岸線は第2種特別地域）を予定しております。当該区域においては、通常行われる農業活動は引き続き実施可能です。
11	北部地区住民のリゾート施設建設にかかる思いに水をかけるような仕打ちである。	1	国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合したリゾート施設の建設は可能です。国立公園として風景が維持されることにより、観光資源が保護され、地域にも寄与するものと考えております。国立公園に指定されれば、環境省としても市や地域住民と協力して適正な利用の推進を図り、地域にも寄与する公園となるよう努めてまいります。

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
12	<p>市有地の利活用に関して自治体の独自性、独立性が失われる国の管理に断固反対。民有地であっても様々な規制がかけられ、農業、リゾート建設など自由な経済活動ができなくなる。国立公園指定に断固反対。</p>	1	<p>国立公園の風景を維持するため、一定の行為に制限がかかりますが、土地の利用に関して自治体の独自性や独立性が失われることはありません。また、第3種特別地域では、通常行われる農業活動は引き続き実施可能です。さらに、国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合したリゾート施設の建設は可能です。国立公園として風景が維持されることにより、観光資源が保護され、地域にも寄与するものと考えております。国立公園に指定されれば、環境省としても市や地域住民と協力して適正な利用の推進を図り、地域にも寄与する公園となるよう努めてまいります。</p>
13	<p>石垣島北部では、急速な少子高齢化、若者離れが深刻になっている。雇用問題を解決していかなければならず、国立公園は企業の進出障害の要因になることが考えられる。</p> <p>そびえ立つ山々の国立公園編入は良いが、集落周辺地域の編入は良くない。編入後に地域や集落が衰退に向かうことがあってはならず、宅地や企業の進出地になりうる土地が有効活用不可となることは非常に残念である。環境と開発可能地のバランスを保ちながら調整を進めてほしい。</p>	1	<p>国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合した宅地等の建設は可能です。また、全国には、国立公園が地域振興に寄与している例が多数あります。国立公園の指定により、自然環境、風景の維持と地域の発展の両立を図るよう、地元市等と協力して努めてまいります。</p>
14	<p>石垣市北部は農業が中心であり、若者の農業離れから少子高齢化及び過疎化が進んでいる中、リゾート施設建設が進められ、雇用拡大と地域活性化に地域住民の大きな期待が寄せられている。しかし、国立公園指定は農林水産業など地域経済活動に規制がかけられるほかリゾート施設建設の大きな足かせとなることから、北部地区の過疎化に危機感を強くしている。説明が不十分であり、平久保半島の裾野部分について、公園区域指定からの除外を求める。</p>	1	<p>ご指摘の区域は、第3種特別地域に予定している区域ですが、国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合したリゾート施設の建設は可能であり、全国には、国立公園内に建設されているリゾート施設もあります。なお、現在、石垣市北部で計画されているリゾート計画は、久宇良地区及び野底地区がありますが、この区域は国立公園と重複しておりません。</p> <p>農林水産業については、第3種特別地域では、畜産業を含め通常行われる農林水産活動は、引き続き実施可能です。</p> <p>また、平成19年2月以降、石垣市内の全公民館と調整し、合計11回の説明会を開催してまいりました。国立公園指定の目的、制度や仕組みについて一定の理解をいただいているものと認識しておりますが、今後とも地元のご理解がさらに得られるよう努めていく考えです。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
<b>海中公園地区に関するご意見</b>			
15	<p>白保サンゴ礁生態系を保全するためには、少なくともアーサヌサキからブークチまでの海域を海中公園地区にすべきである。</p> <p>また、海と陸は一体の生態系であるため、当該海域に流入する轟川およびその集水域を可能な限り公園区域に編入し、国として赤土流入対策を主導的に進めるべきである。</p>	1	<p>白保海中公園地区は、北半球で最大規模のアオサンゴ群落が見られること、アオサンゴやハマサンゴの巨大な群体によるマイクロアトール（海水面で上部が平らになった円筒状のサンゴ群体）が多数存在することなどの学術的価値や、グラスボート等の観光利用の状況から決定しております。なお、ブークチは環境省原案において海中公園地区に含まれています。</p> <p>赤土対策については、石西礁湖自然再生協議会等の場を通じて、関係機関等に働きかけてまいります。</p>
16	<p>米原海域の海中公園地区が、いわゆる「ヤドカリ浜」の左右を二分するように設定されたのはなぜか。この浜への導入路にリゾート開発用地が含まれていることで、何らかの圧力等がかけられた結果の海域指定だとするならば、本来の国立公園指定の意義を損なうものだ。</p>	1	<p>米原海中公園地区の区域については、造礁サンゴ類等の生物相に加え、スノーケルによる自然観察等の利用状況を考慮して定めております。</p>
17	<p>米原海中公園地区よりも東側の富野集落下、佐久田川河口に健全なサンゴ礁が見られ、サンゴ礁の保全や子どもパークレンジャー活動等の利用という観点から、米原海中公園の指定区域を佐久田川河口域まで東へ拡大すべきである。</p> <p>また、米原海岸東部の防潮林及び佐久田川流域は希少な動植物が生息・生育するだけでなく、サンゴ礁とも密接に関係していることから、特別地域に指定し、併せて保全を図るべきではないか。</p>	5	<p>米原海中公園地区の区域については、造礁サンゴ類等の生物相に加え、スノーケルによる自然観察等の利用状況を考慮して定めております。御指摘の海域については、海中公園地区に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。</p> <p>また、米原海岸東部の防潮林及び佐久田川流域についても、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。</p> <p>両地域については、今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。</p>
<b>利用施設計画に関するご意見</b>			
18	<p>米原キャンプ場の現状は見るに見かねる惨状となっている。第2種特別地域に指定され、このエリアおよび当施設の維持管理をどのように考えているのか。抜本的な維持管理体制の確立が必要。</p>	1	<p>米原キャンプ場は、公園計画の利用施設計画上で野営場に位置づけ、設置者である石垣市が引き続き管理を行います。環境省としても、石垣市と協力して適切な公園管理に取り組んでまいります。</p>

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
<b>その他のご意見</b>			
19	名称は、西表の指定地域拡大を前提に、石垣地域を追加するという意味では、西表国立公園のままでいいと思う。	1	名称については、国立公園に指定される区域を適切に表現しているか、当該国立公園の保護及び利用に良い影響を及ぼすものか等の観点から中央環境審議会において審議され、その結果を踏まえて環境大臣が決定することとなります。
20	住民への説明が不十分、拙速であり説明責任が果たされていない。市当局は、なぜ公園化が必要なのか、要請の経緯、メリット・デメリットを市民に対して説明すべきであり、環境省に説明責任を負わせるのは納得できない。	1	石垣島の国立公園指定に関する説明会は、石垣市との共催で開催し、質疑では石垣市からも説明いただいています。